

第5章 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

公的年金制度は、現役世代の保険料負担により、その時々の高齢世代の年金給付をまかなう世代間扶養の仕組みにより運営されており、賃金や物価の伸びなどに応じてスライドした年金を終身にわたって受けることができるという特長を有している。

現在では、国民の約3割（約3,950万人（2013（平成25）年度））が公的年金を受給し、高齢者世帯の収入の7割を公的年金が占めるなど、国民の老後生活の柱としての役割を担っている。

第1節 持続可能で安心できる年金制度の運営

1 公的年金制度の最近の動向について

(1) 公的年金制度を巡る最近の議論について

① 社会保障・税一体改革における制度改正の状況

少子・高齢化が急速に進む中、社会保障の充実・安定化と財政健全化を図るための社会保障・税一体改革において、2012（平成24）年に年金関連4法^{*1}が成立した。

国年法等一部改正法の施行により、2013（平成25）年10月から2015（平成27）年4月にかけて特例水準の解消^{*2}が行われた。特例水準が解消したことにより、現在の高齢世代と将来世代の均衡を図り、将来の給付水準を確保するために必要な措置として、2004（平成16）年の制度改正により導入されたマクロ経済スライドが、2015年4月から初めて発動されることとなった。

また、2014（平成26）年4月には、年金機能強化法の一部施行により、基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化^{*3}、遺族基礎年金の父子家庭への拡大^{*4}、産休期間における厚生年金保険料の免除^{*5}等の措置が施行されている。

2015年10月には、被用者年金一元化法の施行により厚生年金と共済年金が一元化され、さらに2016（平成28）年10月には、年金機能強化法の一部施行による短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が行われることになっている。また、消費税率の10%への引上げが行われる2017（平成29）年4月から、年金生活者支援給付金法の施行による低所得者等への支援給付金の支給や、年金機能強化法の一部施行による受給資格期間の短縮^{*6}が行われることとなっており、今後は、これらの着実な実施のための措置を講じていく。

*1 年金関連4法の法律名は下記の通り。

- ・公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）（以下「年金機能強化法」という。）
- ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）（以下「被用者年金一元化法」という。）
- ・国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第99号）（以下「国年法等一部改正法」という。）
- ・年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）（以下「年金生活者支援給付金法」という。）

*2 2000（平成12）～2002（平成14）年にかけて、物価が下落したにも関わらず、特例措置により年金額を据え置いた。その結果、2013年9月時点において、本来の年金額より2.5%高い水準（特例水準）の年金額が支給されている状況であった。国年法等一部改正法により、年金財政を安定化し、現役世代である将来の年金受給者の年金額を確保する観点から、2013年10月から2015年4月にかけて特例水準の解消が行われた。

*3 2014年度以降、消費増税（8%）により得られる税収を活用し、基礎年金の国庫負担割合2分の1を恒久化。

*4 遺族基礎年金の支給対象は、これまで「子のある妻」または「子」となっていたが、2014年度より、妻を亡くした「子のある夫」も支給対象となった。

*5 2014年度より、産前産後休業中の保険料免除が実施されている。なお、産前産後休業後に職場復帰した場合は、その後3ヶ月間の給与の平均額での標準報酬月額の設定等が実施されている。

*6 老齢基礎年金の受給資格期間を、25年から10年に短縮する。

年金制度の改革に関しては、これら既に成立した制度改革の施行に向けた動きに加え、2013年8月6日にまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書を踏まえ、2013年12月5日に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」(平成25年法律第112号。以下「プログラム法」という。)において、

- ①マクロ経済スライドに基づく年金給付の額の改定の在り方
- ②短時間労働者に対する厚生年金保険や健康保険の適用範囲の拡大
- ③高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方
- ④高所得者の年金給付の在り方や公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し等の検討課題が規定された。

2 平成26年財政検証の実施とそれを踏まえた社会保障審議会年金部会における議論

年金制度では、少なくとも5年に1度、将来の人口や経済の前提を設定した上で、長期的な年金財政の見通しやスライド調整期間の見通しを作成し、年金財政の健全性を検証する「財政検証」を行っている。2004年改正以前は、給付に必要な保険料を再計算していたが(「財政再計算」と呼ぶ)、2004年改正により、保険料水準を固定し、給付水準の自動調整を図る仕組みの下で年金財政の健全性を検証する現在の財政検証へ転換した。

平成26年財政検証では、幅の広い経済前提を設定し、どのような経済状況の下ではどのような年金財政の姿になるのかということ幅広く示すことで、年金制度にとって何が重要なファクターなのか、また、持続可能性や年金水準の確保のためにどのような対応があり得るのかなど、様々な議論のベースを提供できる検証作業となるよう留意した。こうした財政検証の結果、日本経済の再生と労働市場参加の促進が進めば、今の年金制度の下で、将来的に所得代替率50%の給付水準が確保できることが確認された。加えて、今回初めて、社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法に明記された年金制度の課題の検討に資するよう、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施し、3つのオプション^{*7}いずれもが制度の持続可能性を高め、将来の給付水準を確保する上で、プラスの効果を持つことが確認された。

社会保障審議会年金部会では、プログラム法に規定された検討課題や、平成26年財政検証の結果、制度改革を実施した場合を仮定して行ったオプション試算の結果等を踏まえ、労働市場の参加を促進し、年金制度を支える経済社会の発展へ寄与するという観点や、制度の持続可能性を強固にし、社会経済情勢に応じたセーフティネット機能を強化するという観点から取り組むべき課題について検討を行い、2015年1月21日に「社会保障審議会年金部会における議論の整理」を取りまとめたところである。

(2) 年金積立金の管理・運用

1 年金積立金の管理・運用の考え方

年金積立金は、国民の皆様からお預かりした保険料の一部を年金給付に充てずに積み立て、積立金として長期的な観点から安全かつ効率的に運用し、現在及び将来の年金給付に充てることにより、年金財政を安定化させているものである。年金積立金の運用は、年金

*7 3つのオプションの内容は以下の通り。

- ①物価や賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドがフルに発動するように仕組みを見直した場合
- ②被用者年金の更なる適用拡大を行った場合
- ③保険料拠出期間の延長や受給開始年齢の繰り下げを行った場合

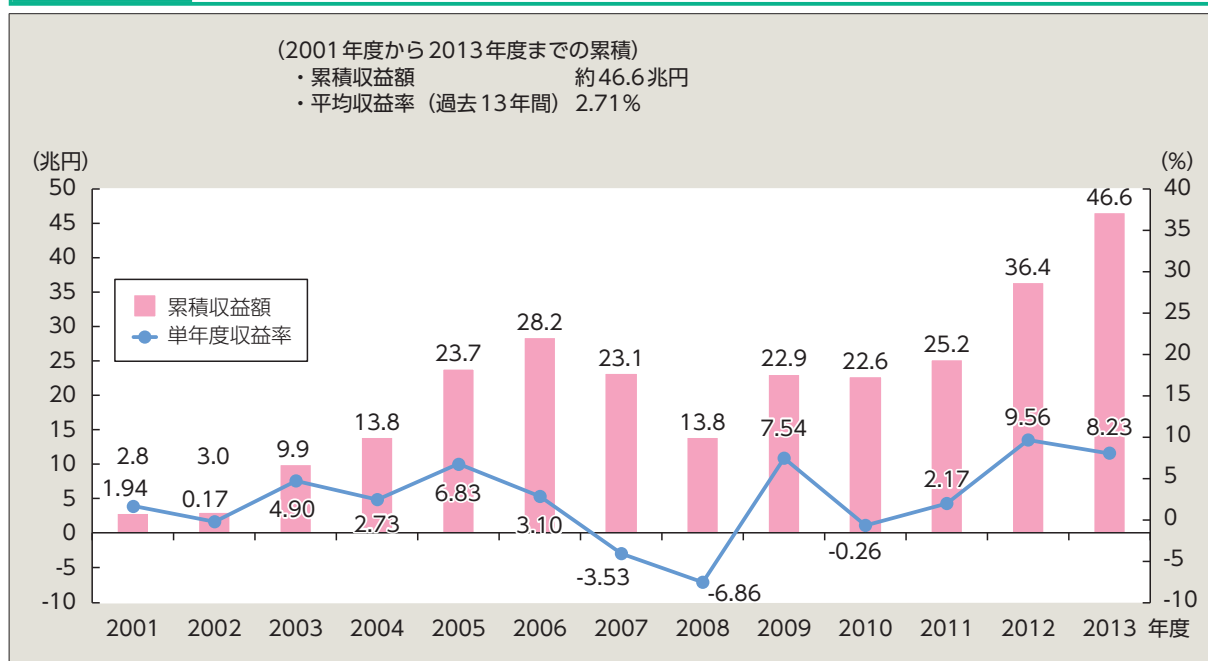
給付費が基本的に名目賃金上昇率に連動して増減するため、これに対応した実質的な運用利回り（名目運用利回り－名目賃金上昇率）を最低限のリスクで確保することが重要である。2014（平成26）年財政検証では複数の経済前提が設定され、各ケースに対応できる長期の実質的な運用利回りとして1.7%が示された。この年金積立金は、厚生労働大臣が運用に特化した専門の法人である年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）に寄託することにより管理・運用されている。

GPIFは、厚生労働大臣から示された中期目標を達成するために、基本的な資産の構成割合（基本ポートフォリオ）を含む中期計画や、運用の具体的な方針を策定し、これらに基づき、年金積立金を国内外の資産に分散して投資することにより、管理・運用を行っている。これらの資産運用は、公募により選定された内外の優れた民間の運用受託機関（信託銀行や投資顧問会社）に委託して行うほか、国内債券等の一部の資産については自家運用により行っており、GPIFは、その運用受託機関の選定、運用状況などについての評価、その結果に基づく解約などの、運用受託機関の管理を行っている。

2 直近の運用状況について

年金積立金の運用状況については、長期的な観点から見る必要があるが、透明性を確保する観点から、GPIFは四半期ごとに公表を行っている。直近では、2014年度第3四半期（10月から12月まで）の運用状況が公表されており、2014年4月から12月までの通期で収益率は約10.0%、収益額は約12.5兆円の黒字となっている。なお、年金積立金は、GPIFが行う他、その一部を年金給付等の資金繰り上必要な資金として年金特別会計において管理し、短期的な財政融資資金への預託による運用を行っている。それを合わせた年金積立金全体の運用実績に関しては、厚生労働大臣が自主運用を開始した2001（平成13）年度から2013（平成25）年度までの累積の収益額は約46.6兆円となっており、収益率で見ると名目賃金上昇率を平均で約3.2%上回り、年金財政に貢献していると言える。

図表 5-1-1 年金積立金の運用実績（2001年度以降（自主運用開始））



3 最近の年金積立金の運用に係る議論等について

GPIFの基本ポートフォリオについては、『日本再興戦略』改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、平成26年財政検証を踏まえ、デフレからの脱却、適度なインフレ環境への移行など長期的な経済・運用環境の変化に即し、年金財政の長期的な健全性を確保するために、適切な見直しをできるだけ速やかに実施することとされ、GPIFは平成26年財政検証を踏まえ、2014年10月に基本ポートフォリオを含む中期計画の見直しを行った。

また、「日本再興戦略」改訂2014では、基本ポートフォリオの見直しと併せ、ガバナンス体制の強化を図る必要があるとされており、経済・金融等の専門家で構成される運用委員会にガバナンス会議を設置するなどGPIFにおいてガバナンス体制強化のために必要な取組みを実施している。

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づく厚生労働省所管の独立行政法人改革の一環として、「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案」を2015（平成27）年2月24日に国会へ提出し、4月24日に成立、5月7日に公布された。GPIFに係る改正内容については、公布日に施行され、施行に伴い、運用担当理事を法定の役員として追加し、総務・企画等担当理事とあわせて2名体制とした。

他方、GPIFの組織論等の観点を含めたガバナンス体制の強化については、「日本再興戦略」改訂2014に基づき、法律改正の必要性も含めて社会保障審議会年金部会で議論を行い、必要な対応を検討していくこととしている。

今後も安全かつ効率的な年金資金運用の性格に即し、必要な見直し等を行っていく。

2 企業年金制度の最近の動向について

(1) 企業年金制度についての議論

企業年金制度等は、公的年金を補完し、国民の自助努力を促進する制度として、昨今ますますその重要性を増している。

先進諸国においても、公的年金の課題に対応するため、就労期間の長期化を進めるとともに、私的年金等の自助努力の奨励を拡充し、公的年金と私的年金を組み合わせる老後の所得確保を図る方向で制度改正を行う例が増えている。

我が国においては、働き方の多様化が進み、個々人のライフスタイルに合わせて柔軟に老後に向けた個人の自助努力が行える仕組みが求められている一方、厚生年金基金の解散が進む中で、特に中小企業における企業年金の実施割合が低下傾向にある等、企業年金制度等を取り巻く状況が大きく変化している。

上記のような企業年金制度等を取り巻く状況の変化を踏まえ、企業年金制度等の更なる普及・拡大を図り、公的年金制度を補完する役割を強化するため、社会保障審議会企業年金部会において、2014（平成26）年6月より企業年金制度のあり方について議論を行った。

企業年金部会における議論を整理した「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理」（2015（平成27）年1月16日）や、「平成27年度税制改正の大綱」（平成27年1月14日閣議決定）等を踏まえ、第189回通常国会に、中小企業が利用しやすい企業年金の創設や、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大等をその内容とする「確定拠出年金法

等の一部を改正する法律案」を提出した。

(2) 厚生年金基金制度の見直し

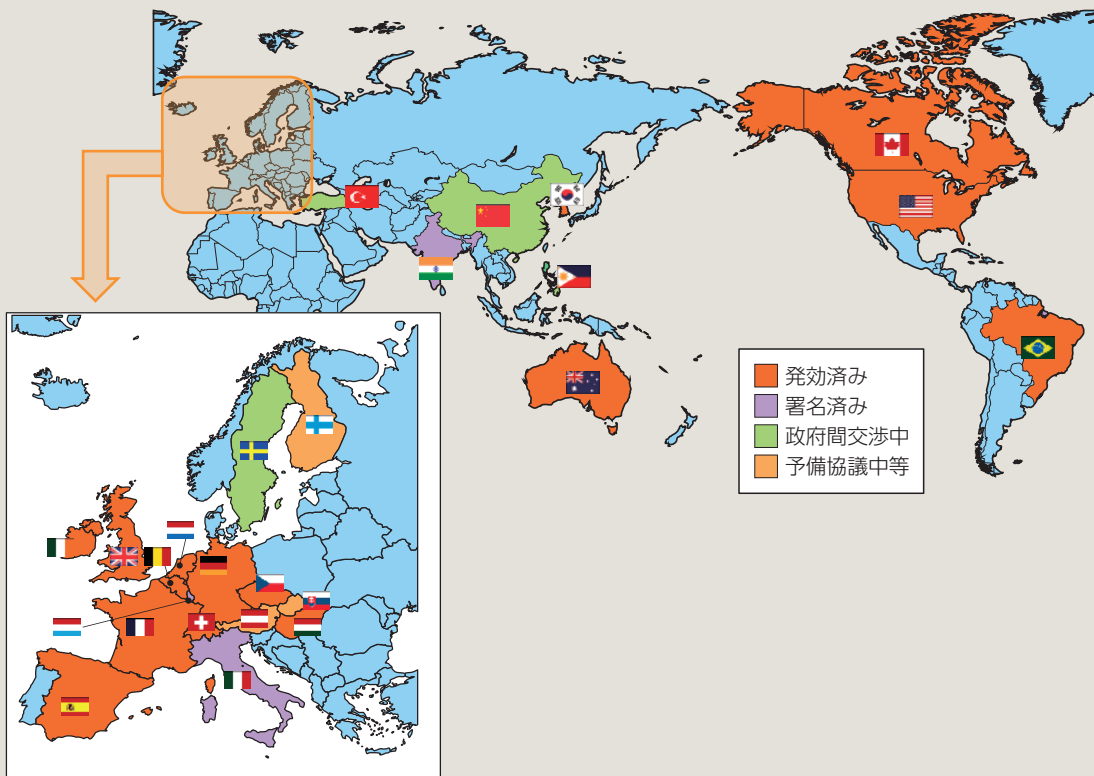
2013（平成25）年6月に成立した「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が2014（平成26）年4月より施行され、財政状況が一定の基準以下の基金については特例的な解散が認められることとなった。現在、当該法律に基づき、解散や他制度への移行を行う厚生年金基金が増加している。

3 国際化への対応

海外在留邦人等が日本及び外国の年金制度等に加入し保険料を二重に負担することを防止し、また、両国での年金制度の加入期間を通算することを目的として、外国との間で社会保障協定の締結を進めている。2000（平成12）年2月にドイツとの間で協定が発効して以来、2014（平成26）年1月のハンガリーとの間の協定に至るまで、現在、欧米先進国を中心に15カ国との間で協定が発効しており、2014年10月にはルクセンブルクとの協定が署名に至っている。また、昨今の我が国と新興国との経済関係の進展に伴い、新興国との間でも協定の締結を進めており、2014年5月にはトルコとの間でも協定の締結に向けた政府間交渉を開始したところである（[図表5-1-2](#)）。

図表 5-1-2 社会保障協定の締結状況

2015年3月末現在



(1) 発効済み 15カ国					
ドイツ	2000年 2月発効	フランス	2007年 6月発効	スペイン	2010年 12月発効
英国	2001年 2月発効	カナダ	2008年 3月発効	アイルランド	2010年 12月発効
大韓民国	2005年 4月発効	オーストラリア	2009年 1月発効	ブラジル	2012年 3月発効
アメリカ	2005年 10月発効	オランダ	2009年 3月発効	スイス	2012年 3月発効
ベルギー	2007年 1月発効	チェコ	2009年 6月発効	ハンガリー	2014年 1月発効
(2) 署名済み 3カ国					
イタリア	2009年 2月署名	インド	2012年 11月署名	ルクセンブルク	2014年 10月署名
(3) 政府間交渉中 4カ国					
スウェーデン	2011年 10月第1回政府間交渉実施	フィリピン	2013年 9月第1回政府間交渉実施		
中国	2012年 3月第3回政府間交渉実施	トルコ	2014年 11月第2回政府間交渉実施		
(4) 予備協議中等 3カ国					
スロバキア	2011年 11月第3回当局間協議実施	フィンランド	2013年 12月第3回当局間協議実施		
オーストリア	2012年 10月第3回当局間協議実施				

(注) 本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

我が国が社会保障協定を締結するに当たっては、相手国の社会保障制度における一般的な社会保険料の水準、当該相手国における在留邦人及び進出日系企業の具体的な社会保険料の負担額その他の状況、我が国の経済界からの具体的要望の有無、我が国と当該相手国との二国間関係及び社会保障制度の違いその他の諸点を総合的に考慮した上で優先度が高いと判断される相手国から順次締結交渉を行うこととしている。今後とも、政府としては、社会保障協定の締結に向けた取組みを一層推進していくこととしている。

第2節 公的年金の正確な業務運営

1 日本年金機構と年金業務運営

(1) 日本年金機構について

2010（平成22）年1月1日、旧社会保険庁が廃止され、政府が管掌する公的年金事業の運営を担う非公務員型の公法人である日本年金機構が設立された。

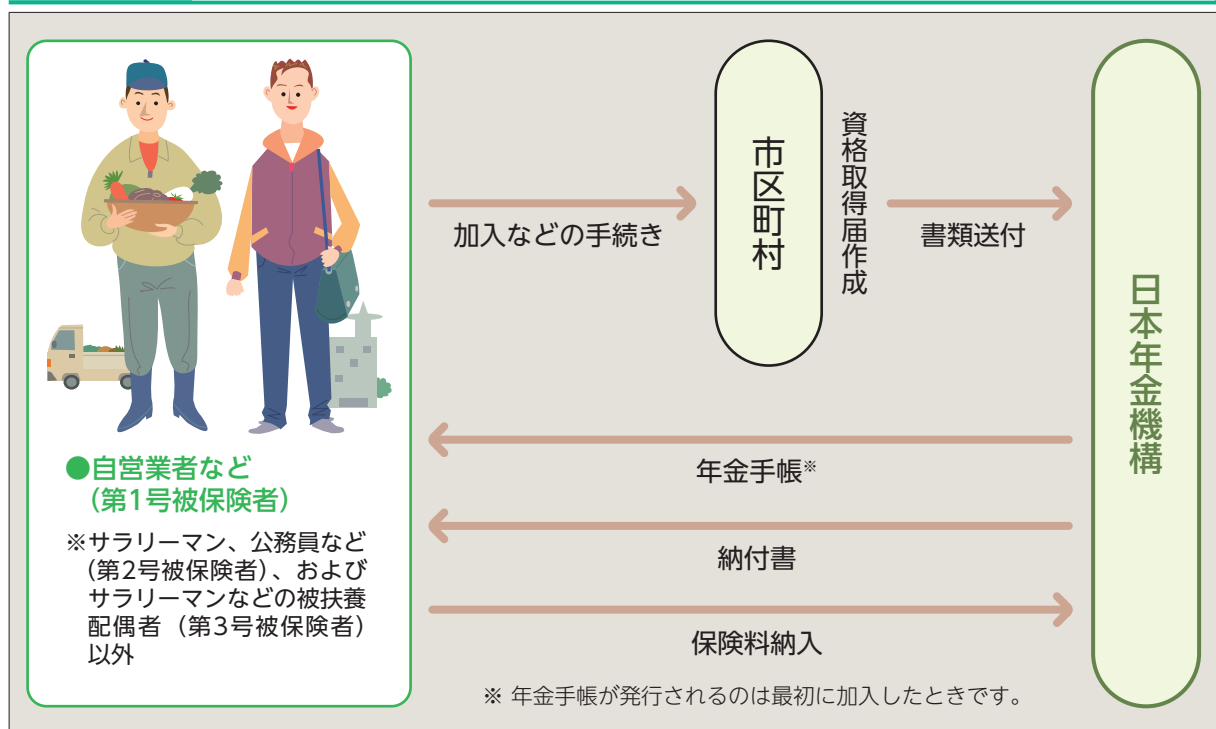
日本年金機構は、厚生労働大臣の監督の下、国と密接な連携を図りながら公的年金事業に関する業務運営を行うことにより、公的年金事業及び公的年金制度に対する国民の皆様の信頼を確保し、もって国民生活の安定に寄与することを目的とし、2010年1月に厚生労働省が定めた第1期中期目標（対象期間：2010年1月1日から2014（平成26）年3月31日までの4年3か月間）並びに日本年金機構が策定した中期計画及び各年度の年度計画に基づいて計画的に業務を行ってきた。2014年度からは、第2期中期目標（対象期間：2014年4月1日から2019（平成31）年3月31日までの5年間）及び中期計画に基づいて業務を実施している。

また、厚生労働大臣は事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うこととなっており、日本年金機構の2013（平成25）年度の業務実績については、2014年8月に評価を行った。

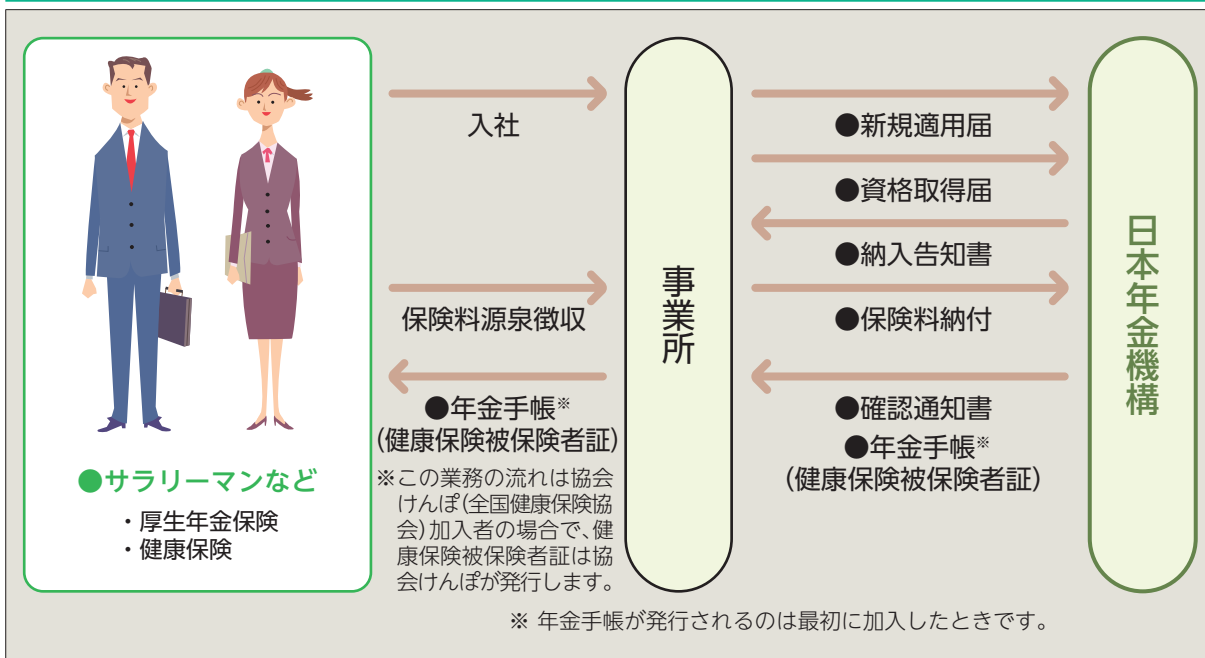
(2) 日本年金機構の取組み

日本年金機構においては、年金の適用、保険料の徴収、年金の給付、年金記録の管理、年金相談という一連の業務を正確かつ確実に遂行するとともに、提供するサービスの質の向上を図ることを基本的な役割としている（[図表5-2-1](#)、[図表5-2-2](#)）。

図表5-2-1 国民年金の加入・徴収業務の流れ



図表5-2-2 厚生年金保険・健康保険の加入・徴収業務の流れ



1 国民年金の保険料納付率向上と厚生年金の適用促進

国民年金保険料の納付率は、2005（平成17）年度の67.1%から年々低下傾向にあった。このため、市場化テストにより納付督促や免除等勧奨業務を受託する事業者との連携強化、口座振替の促進等保険料を納めやすい環境づくりなど、保険料の収納対策の強化に取り組んできたところである。2012（平成24）年度以降は上昇傾向にあり、2013（平成25）年度には、対前年同期比+1.9%の60.9%と、当面の目標であった60%台への回復を達成し、2014（平成26）年度も、2013年度を上回る水準で推移している。

2014年度においては、2013年12月に取りまとめられた「社会保障審議会年金部会 年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会報告書」を踏まえ、「政府管掌年金事業等の運営の改善等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第64号。以下「年金事業運営改善法」という。）に基づく免除委託制度の創設や、控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上のすべての滞納者に督促を実施（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差押等の手続に入る。）するなど、収納対策の強化を図った。

今後、督促の範囲について、所得などによって一定の基準を設けながら段階的に拡大を図ることとし、2018（平成30）年度を目途に、免除等に該当する可能性のある低所得者などを除いたすべての滞納者への督促を目指し、2015（平成27）年度においては、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上のすべての滞納者に督促を実施することとしている。

厚生年金保険の適用促進については、これまでも雇用保険情報や法人登記簿情報の活用等により、適用すべき事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行い、加入指導を複数回実施しても加入に応じない場合には、立入検査の上、法令に基づく加入手続の実施に取り組むことで、適正な適用を進めている。

さらに、2014年12月に新たに国税庁から法人の源泉徴収義務者情報の提供を受け、2014年度中に、厚生年金の適用事業所情報との突合せを行ったところであり、突合せの

結果不一致となった事業所に対しては、2015年度からの3年間で集中的に加入指導等を行うこととし、より一層の適用促進に努めることとしている。

2 年金給付や年金相談業務の改善

年金の給付については、年金請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして定め、達成率90%以上を維持するよう取り組むこととしている。このほか、年金受給にできる限り結び付けていくための取組みとして、受給者の申請忘れ・申請漏れを防止するため、年金支給年齢に到達する直前に、年金請求書を本人宛に送付することや、69歳到達時に受給資格期間を満たしながら年金請求を行っていない方に対して、年金請求を促すためのお知らせを送付すること等を行うこととしている。

また、年金の支払いを適正に行うため、2014年2月から、75歳以上の方で、住民票ではなく現況届により健在の確認を行っている方を対象に、必要に応じて日本年金機構が訪問調査を行うなどにより、年金を受けている方が死亡又は行方不明となっていないかを確認する取組みを行っている。

年金相談については、年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間の確保を図るため、毎週月曜日に年金相談の受付時間を延長し、毎月第2土曜日に年金相談を実施するとともに、来訪者の相談内容に応じた相談窓口の設置、予約制による年金相談、待ち時間が長い年金事務所に対する相談ブースの増設や相談要員の確保等の個別対策などを実施している。

お客様の声を反映させる取組みとして、各年金事務所への「ご意見箱」の設置、ホームページ上に「日本年金機構へのご意見、ご要望」コーナーの開設、「お客様満足度アンケート調査」等の実施など、お客様目線に立った業務改善に向けた取組みを行っている。

さらに、地域、企業、教育の中で、年金制度の意義や内容の正しい理解を普及し、制度加入や保険料納付に結び付けるため、年金事務所による高校、大学等での年金セミナーの実施や地域の関係団体とも連携した周知・啓発活動の実施など、地域に根ざした活動に取り組んでいる。

また、日本年金機構の毎年度の事業実績、お客様サービス向上の取組み、予算・決算などの情報を分かりやすくお客様に提供するため、毎年、年次報告書（アニュアルレポート）を作成している。

3 事務処理誤りの防止

日本年金機構における事務処理誤りの発生は、年金権の侵害につながるおそれがあるため、事務処理の正確性の確保は重要であり、事務処理誤りの未然防止及び再発防止の観点から、①事務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底や、②事務処理誤り防止の取組みを推進することとしている。

具体的には、①の事務処理マニュアルに基づく正確な事務処理の徹底については、マニュアルの内容の充実・精緻化に取り組むとともに、職員への周知徹底により事務処理の標準化に取り組むこととしている。

また、②の事務処理誤り防止の取組みについては、事務処理遅延、書類の紛失、誤送付・誤送信・誤交付の根絶を期すため、届書等の受付から未完結届書等の確認、決裁まで

の一連の処理が確実に実施されているか点検を行い、取組みが不十分な場合は指導により取組みの徹底を図るとともに、受付進捗管理システムの運用状況及び管理職員による未処理届書の定期的な確認状況については、日本年金機構の本部による内部監査等により確認を行っているところである。

なお、上記のほか、事務処理誤り総合再発防止策に基づき、システム改善や現場における勉強会等のほか、過去に発生した事務処理誤りの発生件数の多いものを類型化し、組織横断的な事務処理誤りの再発防止について取り組むこととしている。

(3) 障害年金について

1 障害認定基準の見直し

公的年金制度は、20歳からすべての人が加入する「国民皆年金」となっており、自営業者など国民年金のみに加入している人（第1号被保険者）、会社員で厚生年金に加入している人（第2号被保険者）、専業主婦など扶養されている人（第3号被保険者）がいる。こうした人が国民年金（第1号被保険者又は第3号被保険者）に加入中の病気やけがで障害が残った場合は「障害基礎年金」、厚生年金（第2号被保険者）に加入中の病気やけがで障害が残った場合は「障害厚生年金」が（1級及び2級の障害の程度に該当する場合には、障害基礎年金も併せて）支給される。

支給の対象となり得る障害には、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などの障害、がんや糖尿病、高血圧、呼吸器疾患などの内部障害のほか、精神障害や知的障害なども含まれる。また、先天性疾患など20歳前に既に障害の状態にあった人については、20歳から「障害基礎年金」が支給されるが、所得による支給制限や海外在住者等については支給が停止されるなど一定の条件がある。

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要である。

- 初診日に被保険者であること
- 保険料の納付要件を満たしていること
- 一定の障害の状態にあること

障害等級ごとに政令で該当する障害の状態が定められており、さらに、より詳細な基準として、障害の種類ごとに認定の基準及び認定要領等を定めた「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」を策定している。

障害年金の申請は、障害基礎年金のみの場合は住所地の市町村窓口へ、障害厚生年金の場合は日本年金機構の年金事務所に提出する。提出された申請は、障害基礎年金のみの場合は各都道府県にある日本年金機構の事務センターで、障害厚生年金の場合は日本年金機構本部において、障害認定診査医員（認定医）が、障害認定基準に基づいて専門的な判断により障害等級の認定を行っている。

障害認定基準については、認定を行う日本年金機構からの要望などを踏まえて新しい医学的知見などを取り入れるため、2010（平成22）年以降、障害の種類ごとに専門の医師による会合を開催し、障害認定基準及び診断書の様式の見直しを順次進めている。

2014（平成26）年度においては、音声及び言語機能の障害、腎疾患について、専門家会合を設置し、見直しについての検討を行った。

（参考） これまでの障害認定基準の見直し

2010年11月 てんかん、喘息、心疾患

2011年9月	知的障害、発達障害
2012年9月	肢体の障害、神経系統の障害
2013年6月	眼の障害、高次脳機能障害
2014年6月	肝疾患
2015年6月	音声及び言語機能の障害、腎疾患

2 障害認定の地域差に関する取組み

2014年9月から12月にかけて日本年金機構が障害基礎年金の認定事務の実態を調査したところ、障害基礎年金について新規に申請を受けて決定を行った事例のうち、都道府県の事務センターにおいて不支給と決定された件数^{*8}の割合は、2010年度から2012（平成24）年度の3年分で、最も高い大分県は24.4%、最も低い栃木県は4.0%であった。また、不支給と決定された件数の割合は、精神障害及び知的障害について障害の程度が2級に達せず不支給となる割合と地域的に概ね同じ傾向を示していた。厚生労働省では、2015（平成27）年1月にこれらの調査結果を公表するとともに、2015年2月以降、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」を開催している。

専門家検討会では、精神障害・知的障害の等級判定のガイドラインとなる客観的な指標や就労状況の評価のあり方等について検討するほか、認定が円滑に行われるよう、診断書を作成する医師向けの対応についても検討することとしている。

3 障害年金制度の周知に関する取組み

障害年金を受給するための要件を満たす方が障害年金を受給することができるよう、これまで、20歳の国民年金の加入時の案内、国民年金保険料納付書の送付の際に同封するチラシによる周知及び厚生労働省や日本年金機構のホームページに障害年金受給の案内の掲載を行っている。

2014年度には、都道府県及び市町村と協力し、障害者手帳の交付担当窓口において手帳交付時に障害年金のリーフレットを挟み込んでの配布や障害者の方が利用する行政手続きの窓口や相談支援事業所へのパンフレットの配置を行い、また、都道府県や市町村等のホームページ・広報誌への記事の掲載の協力依頼を行った。

2 年金記録問題への取組み

(1) これまでの取組み

年金記録問題については、2007（平成19）年7月に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で決定した「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を踏まえ、日本年金機構と密接に連携しながら、様々な取組みを進めてきた。

その結果、ご本人に記録を確認していただく「ねんきん特別便」等の送付により、約5,095万件の未統合記録について、約3,063万件（2015（平成27）年3月現在）の記録が解明された。また、コンピュータ上で管理している年金記録の正確性を確認する「紙台帳とコンピュータ記録の突合せ」などの取組みについても、作業が終了しており、これらの取組み等により回復した年金額（1年間で受け取る年金額の増額分）の合計は、少なくとも約1,206億円（2015年3月現在）となっている。（平均余命を考慮して、65歳から

*8 日本年金機構の本部において不支給と決定された件数を除く。

受給した場合の年金額の回復総額を試算すると、約2.5兆円相当となる。)

また、年金記録問題への対応に資する取組み（再発防止策）の提言と、これまでの取組み内容の整理を行うため、2013（平成25）年3月に社会保障審議会日本年金機構評価部会の下に「年金記録問題に関する特別委員会」が設けられ、全10回にわたる専門的な検討・整理を経て、2014（平成26）年1月に報告書がとりまとめられた。

これまでの対応や同報告書の提言を踏まえ、前述の年金事業運営改善法において、年金記録が誤っている場合の訂正請求手続の創設、事務処理誤りにより保険料納付ができなかった者についての事後的救済手続の創設等を行うこととした。

1 基礎年金番号への記録の統合

国民一人ひとりにご自身の年金記録に「もれ」や「誤り」がないかを確認していただくため、2007年12月から2008（平成20）年10月までに、全ての年金受給者及び現役加入者約1億900万人に「ねんきん特別便」を送付した。

それと並行して、年金記録に記載された氏名が旧姓のままであったケースなどへのきめ細かな対応、住民基本台帳ネットワークの活用、名寄せ作業の結果、未統合記録の持ち主である可能性が高い方に対する電話や訪問等によるフォローアップ照会や市区町村の協力による記録調査、ご本人に年金記録の再確認を呼びかける「気になる年金記録、再確認キャンペーン」などの様々な方法により、未統合記録の解明・統合作業を進めてきた。

このような取組みの結果、2006（平成18）年6月に約5,095万件あった基礎年金番号に未統合の記録は、2015年3月の時点で、約3,063万件が解明されている（統合済みの記録：約1,827万件、死亡者等の記録：約1,236万件）。他方、約2,032万件が解明作業中又はなお解明を要する記録となっており、後述の（2）2「未解明記録の解明のための取組み」のとおり、引き続き必要な対応を行うこととしている（**図表5-2-3**）。

図表 5-2-3 未統合記録（5,095万件）の解明状況

〈平成27年3月時点〉

I 〈解明された記録〉 3,063万件	(1) 基礎年金番号に統合済みの記録 1,827万件	人数ベース 1,421万人 〔 受給者 774万人 被保険者等 647万人 〕
	(2) 死亡者に関する記録及び 年金受給に結び付かない記録 1,236万件 〔 ① 死亡者に関する記録 688万件 ② 年金受給に結び付かない記録 548万件 〕	
II 〈解明作業中又は なお解明を 要する記録〉 2,032万件	(1) 現在調査中の記録 (ご本人からの回答に基づき記録を調査中) 0.4万件	
	(2) 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等の ため持ち主が判明していない記録 813万件 〔 ・ご本人から未回答のもの 297万件 ・「自分のものではない」と回答のあったもの 183万件 ・お知らせ便の未到達のもの 49万件 ・その他(注1) 284万件 〕	
	(3) 持ち主の手がかりがまだ得られて いない記録 911万件 〔 ~想定される例~ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの 〕	
	(4) (1)～(3)の記録と同一人と思われる記録(注2) 308万件	

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注) 1. 「その他」は、「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等
2. (4)は、(1)～(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録

2 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ

「ねんきん特別便」等により、国民の方々から申出をいただくことで年金記録の回復を進める取組みと並行して、紙台帳等とコンピュータ記録を突き合わせて、年金記録の「もれ」や「誤り」を国の側で見つけ出して、国民の方々にお知らせするという取組みを実施した。

具体的には、全国の年金事務所や市町村が保有している紙台帳等を電子画像データとして取り込んだ「紙台帳検索システム」を使用して、コンピュータ記録と本人の基礎年金番号に結び付いた約6億件（7,900万人分）の紙台帳等を突き合わせ、記載内容の一致・不一致を確認する作業を行った。

突合せは、2010（平成22）年10月より開始し、2013年度末で概ね作業を終え、その結果、約194.6万人の方の年金が平均1.7万円（年額）増額となっている。

(2) 年金記録問題等に対する今後の取組みの方向性

今後は、前述の「年金記録問題に関する特別委員会」報告書における提言等も踏まえつつ、残る未解明記録の解明と正確な年金記録の管理に取り組んでいくこととしている。

1 年金記録の訂正手続の創設

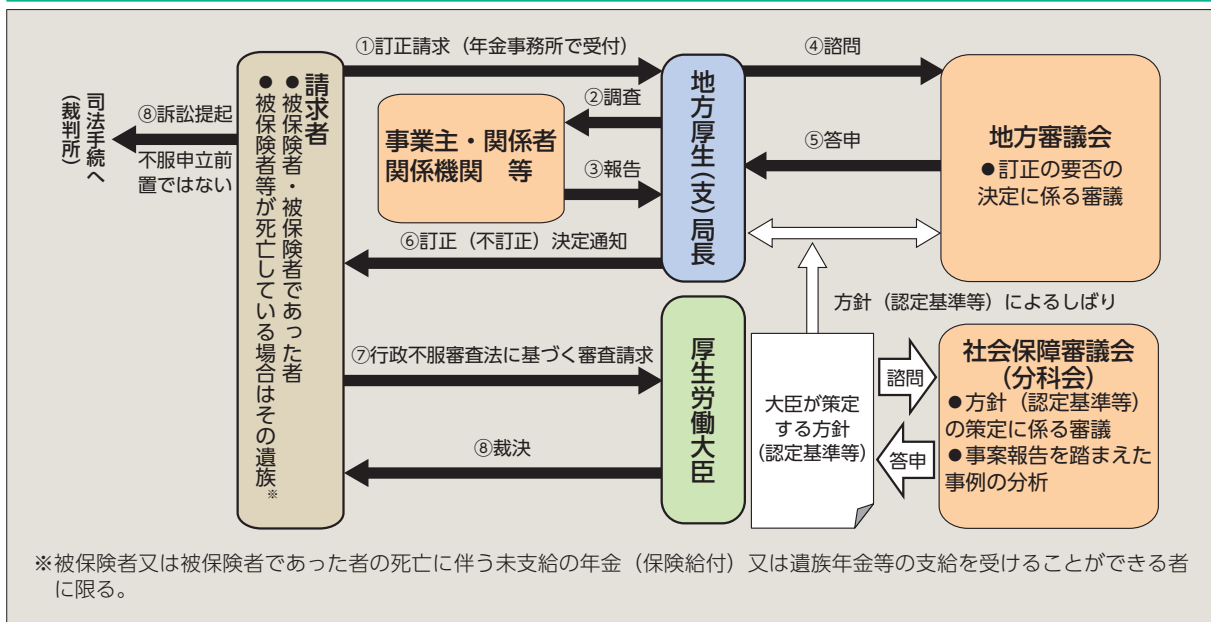
これまでは、年金記録が間違っていると思われる方については、総務省に設置された年

金記録確認第三者委員会に年金記録の「確認申立て」を行い、同委員会の判断を踏まえ、総務大臣が厚生労働大臣に対し、年金記録の訂正に関する「あっせん」を行う仕組みが設けられていた。「あっせん」が行われると、その判断を尊重のうえ年金記録が訂正され、年金額に反映される仕組みとなっていた。

しかしながら、総務省の年金記録の「確認申立て」は、年金記録問題に対処するために、2007（平成19）年6月に臨時に設けられたものであり、直近では、古い記録の訂正を求める事案のほか、比較的最近の期間を対象とした事案も発生していることから、恒常的な記録の訂正手続を整備することが求められていた。このため、前述の年金事業運営改善法による国民年金法及び厚生年金保険法の改正により、年金制度における恒常的な手続として、年金記録が間違っていると思われる方が厚生労働省に対し年金記録の「訂正請求」をすることができる手続が創設され、2015（平成27）年3月1日から受付が始まった。

具体的には、年金記録の「訂正請求」がされた場合には、厚生労働省（地方厚生（支）局長）は、様々な関連資料や周辺事情を収集・調査し、最終的に、国民の立場に立って、公平・公正な判断を行う地方審議会の審議結果に基づき、訂正、不訂正等の決定を行うこととなった。この「訂正請求」の手続が法律に規定されたことにより、地方厚生（支）局長の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことや決定の取消を求める訴訟を提起することが可能となった（図表5-2-4）。

図表5-2-4 年金記録の訂正手続の創設



2 未解明記録の解明のための取組みとご自身による年金記録確認の推進

国が保有する各種記録や台帳の照合作業をおおむね終えた現在、残された約2,032万件の解明のため、引き続き国民の皆様にご自身の年金記録を確認していただくための取組みを実施していくとともに、更に解明を進めて行くため、記録統合の可能性の高い年金受給者に対して個別アプローチを実施するなど、今後とも国民の方々の協力をいただきながら、一人でも多くの方の記録の回復につなげていけるよう取り組んでいく。

年金記録については、国（日本年金機構）側で正確に管理すべきであるが、ご本人自身

にも確認いただき、なるべく早い時点で記録の「もれ」や「誤り」を申し出ていただくことも重要である。

そのため、2009（平成21）年4月から毎年誕生月に送付している「ねんきん定期便」によって、国民年金・厚生年金保険の全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、年金見込額、保険料納付額のほか、最近の月別状況として直近1年間の国民年金の納付状況や厚生年金保険の標準報酬月額等をお知らせするとともに、更に35歳、45歳、59歳の方には全ての加入記録をお知らせし、ご本人に年金記録をチェックしていただいているが、あわせて、年金記録の「もれ」や「誤り」の確認や「ねんきんネット」の加入・利用について、ご本人への働きかけを行っている。

「ねんきんネット」は、ご自身の年金記録を日本年金機構のホームページでいつでも手軽に確認できるサービスであり、2011（平成23）年2月から実施している。

このサービスは、24時間いつでも年金記録を確認できるだけでなく、記録の「もれ」や「誤り」を見つけやすいよう、年金に加入していない期間や標準報酬月額の大きな変動など、確認すべきポイントについてわかりやすく表示している（図表5-2-5）。

図表5-2-5 「ねんきんネット」のイメージ図

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しております。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。（別ウィンドウで開きます）

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録の情報											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成15年度	20歳	/	/	/	/	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成16年度	21歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成17年度	22歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成18年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成19年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成20年度	25歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年
平成21年度	26歳	船保	船保	船保	船保	船保	重複	重複	重複	厚年	厚年	厚年	厚年
平成22年度	27歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年

※ 赤色等の強調表示をご確認いただき、問題が無ければ【強調表示しない】ボタンを押すことにより、強調表示を消去して表示させることができます。

また、自宅でパソコンが使えない方には、年金事務所や一部の市区町村の窓口において、「ねんきんネット」の年金記録画面を印刷交付しているほか、電話でコールセンターへ請求していただくことにより郵送するサービスも行っている。

「ねんきんネット」は、そのサービス開始以降、将来受給する年金の見込額を試算する機能や、年金の支払いに関する通知書を確認できる機能、基礎年金番号に統合されていない記録（未統合記録）を検索する機能（図表5-2-6）など、順次、機能を追加している。

2014（平成26）年3月には、年金記録を一覧形式で確認できる画面の追加、年金事務所に提出する届書の作成・印刷、スマートフォンでの年金記録の確認などの新たな機能を追加するなどその機能の充実を図っており、2014年12月現在、約336万人の方にご利用いただいている。

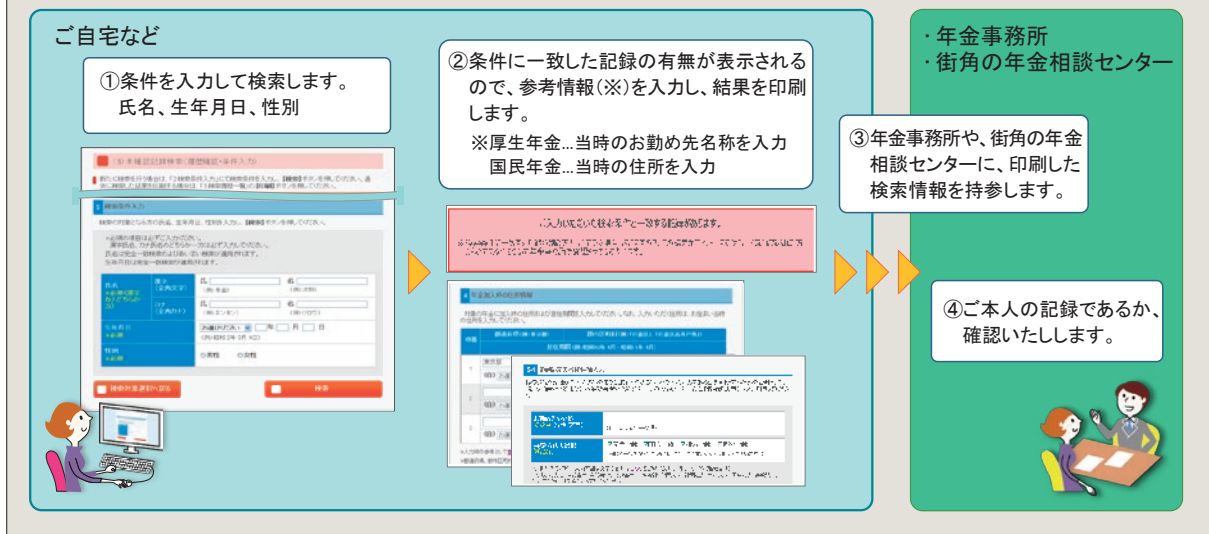
なお、2015年1月からは、年金見込額試算にワンクリックで試算できる「かんたん試算」やスマートフォンでの年金見込額試算が可能となっている。

図表 5-2-6 「ねんきんネット」 持ち主不明記録検索

「持ち主不明記録検索」の概要

持ち主が分からない年金加入記録について、「ねんきんネット」から、氏名・生年月日・性別による検索を行えるサービスを平成25年1月より開始しています。

※過去に異なる氏名（旧姓等）や生年月日で届出をされた方、氏名に別の読み方がある方は、その情報でも検索可能です。



厚生労働省では、『国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、2014年から「11月30日」（「いいみらい」の語呂合わせ）を「年金の日」とした。

こうした「年金の日」の趣旨に賛同いただいた27の金融関係団体等と協働して、

- ・「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただくこと
- ・高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らすこと

を呼び掛けており、イベントの開催や金融関係団体等の協力を得て、「ねんきんネット」の利用を呼びかけている。

このように、年金記録の確認や未統合記録の検索ができる「ねんきんネット」は、年金記録問題の再発防止や未解明記録の解明に資することから、この「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、さらなる利用者の拡大を図るための周知を行い、ご自身による年金記録確認の推進を図ることとしている。

3 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案について

2015（平成27）年6月1日に、日本年金機構において、外部からの不正アクセスにより、日本年金機構が保有している個人情報の一部、約125万件（対象者は約101万人）が外部に流出したことが公表された。（その後の調査の結果、2015（平成27）年9月末現在、これ以外の年金に関する個人情報の流出は確認されていない。）

今回の事案について、日本年金機構の情報セキュリティ体制やその運用に基本的な問題

があったことは、報告を受けた厚生労働省の対応も含めて、極めて遺憾である。日本年金機構を指導監督する立場にある厚生労働省としては、今回の情報流出の対象である方への年金の支払いについて正しい年金記録に基づき本人に確実にいくほか、二次被害の防止に全力で取り組むとともに、再発防止に向けて全力かつ可及的速やかに取り組むこととしている。

(1) 二次被害防止等に向けた取組み

本事案の発生後、厚生労働省及び日本年金機構においては、国民の年金を守ることを最優先に、本事案に関する周知、今回の情報流出を口実とした詐欺等の二次被害の防止、年金を受給している方々の心配の解消のため、全力で取り組んでいる。

情報が流出した方に対して、日本年金機構において、専用電話窓口（コールセンター）の設置やお知らせ・おわびの送付を行うとともに、なりすまし防止のために2015（平成27）年6月1日の公表前に住所等の変更手続を行った方に対して本人確認のための戸別訪問を行った。また、情報が流出した方の基礎年金番号については、新しい基礎年金番号に変更し、2015（平成27）年9月中に対象者に新しい基礎年金番号のお知らせや年金手帳等を発送することとしている。

さらに、広く国民の方々に対する二次被害防止等についての周知として、年金情報流出に関する広報対応連絡会議等を通じて各府省とも連携しつつ、政府全体で、以下のような様々な取組みを行っている。

- ①政府広報として、新聞広告等を活用した注意喚起
- ②厚生労働省、消費者庁、国民生活センター等でのホームページによる注意喚起
- ③年金事務所、ハローワーク、市町村、関係省庁や関係団体を通じた幅広いチラシ配布

(2) 事案の検証と再発防止

今回の事案を検証し、原因究明と再発防止策を検討するため、外部専門家からなる「日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案検証委員会」が開催され、関係資料の検証分析等を踏まえて、2015（平成27）年8月21日に、検証報告書が取りまとめられた。

また、2015（平成27）年8月20日に、日本年金機構において当事者として検証を行った「不正アクセスによる情報流出事案に関する調査結果報告」が公表された。さらに、同日、サイバーセキュリティ戦略本部により「日本年金機構における個人情報流出事案に関する原因究明調査結果」が公表され、その上で、9月11日に官房長官から厚生労働大臣に対して、本事案を踏まえた再発防止策について勧告がなされた。

これらの報告書等において、厚生労働省、日本年金機構ともに情報セキュリティ対策や報告・連絡体制の不備等が指摘された。

これらを踏まえ、厚生労働省として、9月18日に、「情報セキュリティ強化等に向けた組織・業務改革」を取りまとめ、本事案を総括し、再発防止策を整理した。

具体的には、厚生労働省において、情報セキュリティ対策として①組織的、②人的、③業務運営、④技術的な観点から以下の再発防止策に取り組む。

- ①情報システムや情報セキュリティに関する機能を再集約、再編による、司令塔機能の強化やインシデント事案発生時の即応性と専門性の向上

- ②情報セキュリティに対する独自の集中的な取組期間の設定などによる職員の意識改革、実践的な訓練の実施、外部の専門家を常勤で配置するなどの専門人材の確保など
 - ③事案発生からの各対応過程における責任者への報告・連絡等について明記するなどの報告・連絡体制の確立、責任の明確化など
 - ④外部からの攻撃を完全には防御することはできないことを前提に、攻撃を受けても実際の被害は出さないよう、高度な標的型攻撃を想定した多重防御対策への取組など
- また、日本年金機構創設の原点に立ち返り、政府管掌年金事業の適正な運営は厚生労働省と日本年金機構が車の両輪となって共に担うとの考え方を再確認し、日本年金機構自身の改革の取組と併せて、日本年金機構の業務に関するモニタリング機能の強化、報告、連絡や情報共有の徹底など日本年金機構への指導監督の強化や、年金局の体制強化を行っていく。

さらに、社会保障審議会年金事業管理部会については、新たな委員の任命等により、第三者や国民の視点での年金事業運営に対する監視等の機能を強化していく。当該部会に対する説明責任を果たしつつ、着実に取組みを進めていく。

日本年金機構においても、理事長をトップとする「日本年金機構再生本部（仮称）」の設置によるゼロベースでのガバナンス、組織風土改革の取組みや、情報セキュリティ対策の司令塔である「情報管理対策本部（仮称）」の設置、専門家の招聘又は専門機関との契約、標的型攻撃に対する具体的対処手順の整備等による情報セキュリティ体制の強化等に取り組む。

また、厚生労働行政は、厚生労働省の他にも多くの厚生労働省所管法人等が担っており、こうした厚生労働省所管法人等においても今回の事案を踏まえた対策が必要である。このため、教育訓練の実施、報告・連絡体制の確保、リスク評価を踏まえた情報管理の徹底と監査（助言）に取り組む。

以上のような取組みを進めることにより、二度と今回のような事態を招くことがないよう対応するとともに、再発防止と国民の皆さまからの信頼回復に取り組む。